

平成21年12月
農林水産省

公共サービス改革法に基づく「内水面漁業生産統計調査業務一式」の落札者決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った「内水面漁業生産統計調査業務一式」については、平成21年10月19日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しましたので公表します。

- 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者
東京都目黒区下目黒3-9-13 目黒・炭やビル
財団法人農林統計協会
会長 岩崎 充利
- 2 契約金額
195,300,000円(税込)
- 3 内水面漁業生産統計調査に係る委託業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質
 - (1) 委託業務の内容
実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導)、実査(調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促)、審査(調査票の審査、調査客体への疑義照会)、集計・統計表作成、調査客体への謝礼支給である。
 - (2) 業務の実施に当たり確保されるべき質
 - ア 各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。
 - イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。
 - ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査客体を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成している。したがって、調査客体の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務(督促業務等)を通じ、調査票の回収率は100%を達成すること。
- 4 実施期間

平成21年11月（契約締結後）から平成23年8月末日まで

5 国に対して報告すべき事項

(1) 報告について

ア 本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次のⅠ～Ⅵについて農林水産省に報告する。

Ⅰ 調査拒否等報告(随時報告)

Ⅱ 問い合わせ・苦情等対応状況（年1回：調査年の翌年3月25日）

Ⅲ 調査票回収・督促状況（同上）

Ⅳ 疑義照会状況(年2回：調査年の翌年3月25日(概数)、8月25日(確定値))

Ⅴ 勤務体制（年1回：調査年の翌年8月25日）

Ⅵ 事業報告書

平成21年調査：平成22年8月25日

平成22年調査：平成23年8月25日

イ 農林水産省は、民間事業者から報告を受けたアの実施結果について取りまとめの上、調査年の翌年の11月末日までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

6 秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が構すべき措置

(1) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者が業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(2) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。

(3) 公正な取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしては

ならない。(ただし、調査客体への謝礼は除く。)

(5) 宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「内水面漁業生産統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が内水面漁業生産統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(6) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(7) 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

(10) 再委託

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ又ウにより再委託を行う場合には民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「6 秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が構すべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰す

べき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(11) 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

(12) 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

イ 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

(13) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

7 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自らの賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表、内水面漁業・養殖業生産量に関する情報、調査票の納入期限を遅延

したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

8 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法(平成19年法律第53号)その他の関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

9 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

(1) 本事業の実施に当たっては、全体総括責任者を含む10名が本業務従事者として業務を遂行する他、状況に応じて補助要員を加える。また、実査に当たっては、各都道府県に調査責任者を配置し、その下に専門的知見を有した再委託先の事業者が実査責任者を選定し、調査客体数に応じて調査員を配置する。

(2) 各工程の実施作業フロー、作業責任者を明確にし、スケジュールに沿って着実に業務を実施する。また、統計調査及び内水面漁業の知見を有した人材を活用し、「内水面漁業生産統計調査」の質の維持・向上を目指す。